

社会福祉法人 孝楽会 役員及び評議員等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、通勤費、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円滑に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別紙第1に定める額(月額)
 - (2) 通勤費 通勤距離が片道2km以上の常勤役員に対し、月額2万円を限度にもっとも合理的な経路・手段を利用した金額を支給する。
 - (ア) 公共交通機関を利用 6カ月の定期券代を6で割った後の1か月分
 - (イ) 自家用車、オートバイを利用 1kmあたり15円を支給
 - (3) 賞与 別紙第2に定める算式により算出される額
 - (4) 退職手当 別紙第3に定める算式に算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき 5000円から30,000円の範囲とする。
- 3 評議員に対する報酬額は、評議員会への出席1回につき 5,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月 業績により支給しない場合有り。
 - (3) 退職手当 任期満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後3ヶ月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に参加した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

- 4 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあたっては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

- 第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規程にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月まで報酬を支給する。

(委任)

- 第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- この規程は、令和3年4月30日より施行する。
- この規定は、令和4年4月1日より施行する。

別紙第1(第3条関係) 報酬表(月額)

号給	月額(千円)	号給	月額(千円)
1	292	21	625
2	308	22	642
3	325	23	658
4	342	24	675
5	358	25	692
6	375	26	708
7	392	27	717
8	408	28	725
9	425	29	733
10	442	30	742
11	458	31	750
12	475	32	758
13	492	33	767
14	508	34	775
15	525	35	783
16	542	36	792
17	558	37	800
18	575	38	808
19	592	39	817
20	608	40	825

別紙第2 (第3条関係)

6月の賞与 : 報酬の月額×0.5を基準とし評価した額
 12月の賞与 : 同上
 ※業績により支給無の場合有り

別紙第3 (第3条関係)

(1)算出方法は以下の通りにする。

最終役員報酬月額×在任年数×功績倍率

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※経営状況を鑑みて自主的に報酬を減額した場合や、対象役員が退職直前に入院するなどして報酬が極端に減った場合などの事情がある場合は、減額前の役員報酬月額で計算を行う。

(2)上記の功績倍率は、以下の通りにする。

- ・理事長 2.0倍～4.0倍
- ・常勤理事 1.0倍

(3)非常勤役員の在任期間は、退職慰労金の在任年数に含めない。

(4)故意または重大な過失等により法人に損害を与えた、または名誉を傷つけたものについては退職慰労金を減額できる。

(5)当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。